

くらしの安心情報

情報ファイル NO.33

平成20年2月8日

トイレの水漏れの修理を依頼したら、便器の交換を勧められて、50万円の契約をしてしまったのですが。

被害内容

【相談者 50代女性】

トイレで水漏れが発生したため、「トイレの水漏れ修理5,000円」と書かれていたチラシを見て、業者を呼びました。ところが、現場を見た業者に「便器の交換が必要」と言われ、50万円の契約をしました。後で考えると、本当に交換する必要があるのか、また、妥当な金額なのか疑問です。解約できるでしょうか。

対処方法

- ・ 水回りの急なトラブルで、チラシや電話帳の広告を見て修理を依頼したら、業者から高額な請求を受けたという苦情が増えています。
- ・ 依頼するときは、まず、電話で料金等を確認し、作業開始前に見積書をもらいましょう。また、修理以外にも設備の交換等の契約を勧められても、すぐに契約せず、家族等に相談してから決めましょう。
- ・ 自分から業者を呼んだ場合は、クーリング・オフ（無条件解約）は適用されません。ただし、この事例のように、依頼した修理とは関係のない工事等を勧められて契約した場合は、その部分はクーリング・オフが適用されます。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。

便器を交換しないと、水漏れは直りませんよ！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)